

香川地方最低賃金審議会

第3回 香川県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和7年8月7日（木）15：15～17：04								
開催場所	高松サンポート合同庁舎北館7階 702 会議室								
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人						
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人						
	使用者を代表する委員	出席2人	定数3人						
主要議題	(1)「令和7年卒 新規学卒者初任給情報」等について (2) 香川県最低賃金額改正の審議について								
議事要旨	主な審議事項 (1) 「令和7年卒 新規学卒者初任給情報」等について 資料No. 1「令和7年3月卒 新規学卒者初任給情報（確定版）」について事務局から説明がされた。 (2) 香川県最低賃金額改正の審議について <table><tr><td>労働者側委員</td><td>(1回目) +94円、時間額1,064円を提示。 香川県の連合リビングウェイジ（自動車保有の場合）の1,440円を5年で達成できる金額とした。$(1,440円 - 970円) \div 5 = 94円$ (2回目) 金額提示なし。</td></tr><tr><td>使用者側委員</td><td>(1回目) +29円、時間額999円を提示。 令和7年賃金改定状況調査結果の第4表①の香川県が属するBランクの男女計及び産業計の賃金上昇率2.9%を現在の最低賃金額970円に乗じて少数点以下を切り上げて29円とした。 (2回目) +41円、時間額1,011円を提示。 2024年10月～2025年6月平均における消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）の対前年上昇率4.2%を現在の最低賃金額970円に乗じて少数点以下を切り上げて1,011円とした。</td></tr><tr><td>公益委員</td><td>全会一致</td></tr></table>			労働者側委員	(1回目) +94円、時間額1,064円を提示。 香川県の連合リビングウェイジ（自動車保有の場合）の1,440円を5年で達成できる金額とした。 $(1,440円 - 970円) \div 5 = 94円$ (2回目) 金額提示なし。	使用者側委員	(1回目) +29円、時間額999円を提示。 令和7年賃金改定状況調査結果の第4表①の香川県が属するBランクの男女計及び産業計の賃金上昇率2.9%を現在の最低賃金額970円に乗じて少数点以下を切り上げて29円とした。 (2回目) +41円、時間額1,011円を提示。 2024年10月～2025年6月平均における消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）の対前年上昇率4.2%を現在の最低賃金額970円に乗じて少数点以下を切り上げて1,011円とした。	公益委員	全会一致
労働者側委員	(1回目) +94円、時間額1,064円を提示。 香川県の連合リビングウェイジ（自動車保有の場合）の1,440円を5年で達成できる金額とした。 $(1,440円 - 970円) \div 5 = 94円$ (2回目) 金額提示なし。								
使用者側委員	(1回目) +29円、時間額999円を提示。 令和7年賃金改定状況調査結果の第4表①の香川県が属するBランクの男女計及び産業計の賃金上昇率2.9%を現在の最低賃金額970円に乗じて少数点以下を切り上げて29円とした。 (2回目) +41円、時間額1,011円を提示。 2024年10月～2025年6月平均における消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）の対前年上昇率4.2%を現在の最低賃金額970円に乗じて少数点以下を切り上げて1,011円とした。								
公益委員	全会一致								